

第 438 回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 6 年 7 月 4 日 (木) 10 時 00 分～11 時 07 分

2 場 所 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	今 崎 光 智 委員
	小 林 友 則 委員
	神 保 和 之 委員
	濱 島 清 史 委員

労働者代表委員	大 原 敬 典 委員
	倉 重 里 加 委員
	藤 田 英 二 委員
	宮 本 晴 充 委員
	横 山 崇 委員

使用者代表委員	藏 藤 共 存 委員
	坂 本 竜 生 委員
	嶋 本 健 児 委員
	中 村 眞 佐 子 委員
	宮 本 道 浩 委員

事 務 局

労働局長	友 住 弘 一 郎
労働基準部長	上 条 訓 之
賃 金 室 長	藤 村 哲 也
賃金指導官	古 谷 康 将
賃金指導官	吉 富 雄 治

4 議 題

(1) 令和 6 年度山口県最低賃金の改正について

- ① 山口県最低賃金の改正決定について
- ② 賃金専門部会の設置について
- ③ 審議会の日程について

(2) その他

○賃金指導官

皆様、定刻となりましたので、事務局からご案内いたします。

本日の審議会は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とされております。傍聴人は7名であることをご報告します。

では、これより入室していただきます。

また、本日は、報道関係者の方が4社来られていますので、あらかじめご案内いたします。

本日の審議会議題1（1）の「山口県最低賃金の改正決定について」において、山口労働局長から会長あてに諮問を行います。

よって、カメラ撮影は、会長あてに諮問文を手交するまでとさせていただきますので、ご了承ください。

【傍聴人入室】

○賃金指導官

それでは、小林会長、よろしく願いいたします。

○会 長

ただいまから、第438回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から、定足数について報告してください。

○賃金指導官

本日の審議会は、公益代表の難波委員の1名が欠席です。

したがいまして、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件（委員の3分の2以上、または公・労・使各3分の1以上の出席）を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

○賃金指導官

傍聴人の方にはお願いですが、お手元に配付されております、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いします。

○会 長

それでは、議事に入ります前に、委員に異動委員がありましたので、改めて委員のご紹介を事務局からお願いします。

○賃金指導官

お手元に配付しております第57期山口地方最低賃金審議会委員名簿をご覧ください。名簿記載の順にご紹介させていただきます。

(各委員の紹介)

○賃金指導官

ありがとうございました。

続きまして、山口労働局職員の紹介をいたします。

(事務局職員の紹介)

○会 長

それでは、議事に移ります。

まず、議題1(1)の山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から諮問があります。

【局長が会長に諮問文手交】

○会 長

山口県最低賃金の改正決定についての諮問をお受けしました。

【指導官2名から各委員へ諮問文(写)を配付】

○会 長

事務局は諮問文を読み上げてください。

○賃金指導官

【諮問文を読上げ】

山口労発基0704第1号 令和6年7月4日

山口地方最低賃金審議会会長 小林友則 殿

山口労働局長 友住弘一郎

「最低賃金の改正決定について(諮問)」

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく山口県最低賃金(昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2024(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

○会 長

続いて、労働局長からご挨拶をお願いします。

○局 長

山口労働局長の友住です。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、暑い中、当審議会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいま、令和6年度の山口県最低賃金の改正につきまして諮問を行わせていただきました。

本年度の山口県最低賃金の調査審議に当たりましては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和6年6月21日閣議決定）」「経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）」に配意をお願いしたところでございます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」では、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージに移行させていくことを「最重要課題」と位置付けまして、そのカギとなるのは賃上げを起点とした所得と生産性の向上であるとされたところです。

その中におきまして、最低賃金については、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円との目標をより早く達成ができるよう取り組むこと、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図ることが明記されております。

令和6年5月末現在の県内春季賃上げ要求・妥結状況調査では、労使交渉の賃上げ率は、全体で5.13%と、昨年同月比で1%以上の増加で高い伸び率となっているところです。

今年の3月には、山口県においても政労使が一堂に会し、「やまぐち政労使会議」が開催され、「持続的な賃上げの実現に向けた共同宣言」が採択され、持続的な賃上げのため、政労使が相互に協力して、中小企業が賃上げの原資を確保できる取引環境を整備することなどに「オール山口」で取り組むことを宣言いたしました。

さらに、昨年10月には、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」が実施され、昨年12月には内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定され、公正取引委員会においてその徹底を図るために取り組むとされ、賃金をめぐる状況は変化をしているところです。

委員の皆様方におかれましては、山口県の最低賃金の改正につきまして、最低賃金法に定める3要素、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮するとともに、先ほど申しあげました政府方針にも配意していただき、真摯なご議論をいただきますようお願い申し上げます。

私ども事務局といたしましても、委員へのご説明等に真摯に対応するなど、円滑な審議が行われますよう努めて参る所存であることを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

何卒よろしくようお願い申し上げます。

○会 長

ありがとうございました。

私からも一言、ご挨拶をさせていただきます。

ただいま、労働局長から諮問を受けまして、この審議会で山口県最低賃金について審議を行っていくこととなります。

昨今の社会情勢の変化は著しいものがあり、労働者側には物価の上昇ということで非常に厳しい状況に置かれており、また一方、使用者側は原材料価格の高騰といったことなどによって、非常に厳しい状況に置かれていると思います。

私たちはそのすべてを完全に救済することはできません。限られた資源の中で、どこが一番良いのかということを実情に検討していかなければならないと考えております。

どちらか一方だけを見るのではなく、労働者側、使用者側そして社会、さらには未来まで見据えたうえで、公正、公平な審議を実情に行っていくことをここに宣言いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

○会 長

次に、事務局から資料の説明をお願いします。

○賃金室長

賃上げ要求・妥結状況及び経済指標について説明をさせていただきます。

資料No.4（1）の「令和6年 春季賃上げ要求・妥結状況（第2回集計）」をご覧ください。

これは、山口県産業労働部労働政策課が県内の民間事業所の労働組合の5月末日時点における調査結果を発表したもので、今年の賃金水準を示す資料になります。

上段の「企業規模別」の表をご覧ください。

58組合で妥結した結果となっています。定昇込みによる加重平均の妥結額は15,939円、賃上げ率は5.13%となっています。対前年比で153.3%です。

300人未満について申し上げますと、加重平均の妥結額は9,314円、賃上げ率は3.63%となっており、対前年比で153.7%です。

他にも「地域別」や「産業別」・「金額階層別妥結状況」の取りまとめがされていますが、詳細はお読みいただくことに代えさせていただきます。

続いて、全国の賃上げ状況を説明いたします。資料No.4（2）の「令和6年春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）」をご覧ください。

7月3日公表の連合による集計結果は、全体の妥結額は15,281円、賃上げ率は5.10%です。300人未満の組合の妥結額は11,358円、賃上げ率は4.45%です。

5月20日公表の日本経団連による集計結果は、従業員500人以上の妥結額は19,480円、賃上げ率は5.58%です。従業員500人未満の妥結額は、6月13日公表で10,420円、賃上げ率3.92%となっています。

続きまして、資料No.4（3）「2024 春季生活闘争 賃金改善回答集計」をご覧ください。

これは連合山口が集計されたものです。

企業規模別の全体の回答額は、15,601円で賃上げ率は5.19%です。300人未満の回答額は、11,501円で賃上げ率は4.54%です。

次に、県下の経済情勢です。

資料No.5（1）の日銀下関支店の7月1日付け発表の「山口県金融経済情勢」（2024年7月）をご覧ください。

これは、生計費や賃金レベルにも言及しておりますが、主に事業の支払能力を示す要素が記載された資料になります。

概況としては、県内景気は、緩やかに回復している。

短観における企業の業況感は、「良い」超幅が拡大した。

需要項目別にみると、公共投資は、緩やかに増加している。輸出は、前年を上回った。個人消費は、着実に持ち直している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。設備投資は、緩やかに増加している。

こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。

消費者物価の前年比は、2%台となった。企業倒産は、やや増加している。金融面をみると、預金・貸出は、ともに概ね前年並みとなった。貸出金利は、横ばい圏内となった。

次頁以降には、各項目の説明と経済指標が記載されております。後ほどお読みいただければと思います。

続いて、資料No.5（2）の財務省中国財務局山口財務事務所が取りまとめた「法人企業景気予測調査結果(令和6年4～6月期調査)」をご覧ください。

調査結果として、先ず、景況判断を説明いたします。

本年4月から6月期の現状の景況判断BSIは、マイナス5.3%ポイントと「下降」超幅が縮小しています。BSIは、前期比判断「上昇」と回答した企業構成比から「下降」と回答した企業構成比を減じたものになります。

先行き見通しは、翌期（令和6年7月から9月期）は「上昇」超に転じる見通しとなっている。翌々期（令和6年10月から12月）は「上昇」超幅が拡大する見通しとなっている。

次に、企業収益等について説明いたします。

令和6年度の売上高は、前年度比4.9%の増収見込みとなっている。業種別にみると、製造業は、電気機械などで減収となるものの、化学、情報通信機械などで増収となることから、全体としては5.2%の増収見込みとなっている。非製造業は、建設業などで減収となるものの、小売、運輸・郵便などで増収となるので、全体としては3.5%の増収見込みとなっている。

令和6年度の経常利益は、前年度比マイナス9.1%の減益見込みとなっている。業種別にみると、製造業は、パルプ・紙などで増益となるものの、化学、電気機械などで減益となることから、全体としては、マイナス9.5%の減益見込みとなっている。また、非製造業は、

小売などで増益となるものの、建設、運輸・郵便などで減益となることから、全体としては、マイナス 5.2%の減益見込みである。

設備投資について説明します。

令和 6 年度の設備投資計画は、前年度比 42.7%の増加の見込みとなっている。

業種別にみると、製造業は、情報通信機械などで減少するものの、化学、電気機械などで増加することから、全体としては 64.8%の増加見込みとなっている。非製造業は、卸売などで増加するものの、宿泊・飲食サービス、小売りなどで減少することから、全体としてはマイナス 26.6%の減少見込みとなっている。

最後に雇用についてです。

令和 6 年 6 月末の現状における従業員判断 B S I は 31.2%ポイントと「不足気味」超となっており、前期の令和 6 年 3 月末に比べ、「不足気味」超幅が拡大している。

先行き見通しは、翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

説明は以上です。

○会 長

ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見はありませんか。

○濱島委員

賃金の決定の 3 要素、生計費、賃金、賃金の支払能力のうち、生計費は主にどの資料を見ればわかりますか。議論するための、とりわけ生計費、賃金、支払能力のデータを提示していただいていると思いますが。

○労働基準部長

次回に提示させていただきたいと思います。

○濱島委員

わかりました。

○会 長

よろしいでしょうか。

では、議題 1 (2)「専門部会の設置について」に入ります。

山口県最低賃金の改正審議を行うに当たりましては、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を設置することとなっておりますので、設置することとし、今後、具体的な審議は専門部会に委ねたいと思います。

次に、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用についてお諮りしたいと思います。

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項とは、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」という規定です。

なお、これまで審議会においては、専門部会ではなく、基本的に全員が参加する本審の場において決議を行うこととしているところであり、従来、本規定については、適用をしていないところでもあります。今年度につきまして、何か意見がございますか。

【意見なし】

○会 長

ご意見がないようですので、昨年と同様に山口地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【当該規程を適用しないこと】について異議なしを確認】

○会 長

それでは、適用しないことと決定いたします。

○会 長

次に、議題1（3）「審議会の日程について」に入ります。
事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

まず、中央最低賃金審議会の開催日程としましては、6月25日に厚生労働大臣から諮問が行われ、同日第1回目の目安小委員会が開催されました。

今後は、第2回目が7月10日（水）、第3回目が7月18日（木）、第4回目が7月23日（火）に開催の予定となっております。

そして、7月24日か25日に中央最低賃金審議会から目安の答申がされる予定となっております。

なお、当局の審議日程につきましては、先般、各委員の皆様にご都合を確認して日程をお示したところでございますが、本日の資料No.9としてお配りしております。皆様におかれましては、何卒日程の確保をお願いいたします。

次に、先ほど設置されました専門部会につきましては、専門部会の委員に任命された方のみの出席となりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○会 長

ただいま、事務局から審議会の日程などのスケジュールについて説明がありましたが、ご質問はありませんか。

○宮本委員（使用者代表）

さきほど、日程のご説明をいただきましたが、本県における審議会につきましては、中央最低賃金審議会の目安に関する答申が、おそらく7月24日、25日のどちらかに行われるということ、発効日は例年のごとく10月1日にするという前提とした場合のスケジュールを示していただいたと思いますが、仮に中央最低賃金審議会の答申が7月25日になった場合、翌26日が本審、26日以降に専門部会を開催することになるかと思えます。労使の基本的主張は本審の場で行われるものと承知しており、また、中央最低賃金審議会の答申内容を踏まえたいで行うのが一般的であると思えますが、その内容の検討に時間を要するため、この日程ではなかなか困難であると考えています。このことについては、どのようにお考えでしょうか。

これからスタートする本県最低賃金に関する審議については、中央最低賃金審議会や本県審議会の審議の状況を踏まえつつ、発効日を10月1日ありきとすることなく、十分な議論が尽くせるように日程設定をしていただくようお願いしたいと思います。

併せまして、発効日について述べさせていただきます。

先ほど申し上げたように、おそらくこの日程は、10月1日を発効日としてスケジュールを建てていると思えますが、発効日については、昨年の審議会での議論において、使用者側としてはいわゆる「年収の壁」超過を回避するために行われる就業調整による年末の人手不足や、答申から発効日までの短時間で対応を迫られる企業への配慮の必要性などから、1月発効を強く求めましたが、他県とのバランスや労働者への早期適用といった観点から、最終的には従来どおりの10月発効とされた経緯があるのはご承知のとおりです。

法律上は、各地方最低賃金審議会の決定によって発効日を設定することは可能であるとされているものの、実際には今申し上げたように、様々な理由から地方においては自主性を発揮して発効日を特定することは困難であることから、昨年度、労働局長に対する審議会答申を通じまして、国や中央最低賃金審議会が発効日の在り方について早急に検討していただくことを要望したところです。

本年4月には、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の4団体においても連名で政府に対し、「指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めの発効にすべき」旨を要望されています。

つきましては、昨年度の答申を踏まえ、労働局としてどのような対応をされたのか、お伺いしたいと思います。併せまして、発効日に関する国や中央最低賃金審議会における現在の検討状況についても教えていただきたいと思います。

以下、審議会の日程に関して意見として申しあげたいと思えます。

○会 長

では、事務局の方からよろしくお願ひいたします。

○労働基準部長

今のご質問に対してお答えいたします。

まず、審議会の日程ですが、予定では中央最低賃金審議会の目安が7月24日か25日とご説明させていただきましたが、この日程がずれる可能性があります、その際、使用者側、労働者側からの金額の提示について時間を要する場合には、再度審議会の設定につきましては検討することを考えています。

次に、昨年もこの場で当時、阿野委員から発効日についてご提案いただき、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」にあるとおり、あくまで労使双方で議論を尽くしたうえで発効させることが重要である、ということをご説明させていただきました。横山委員からも同じ意見をいただいております、10月1日ありきであるとは思っておりません。したがって、真摯に議論していただいております。

最後に、答申の結果を受けての事務局としての対応についてと、現時点での中央からの情報についてご質問をいただきましたが、中央からの情報は、中央最低賃金審議会が始まったばかりで、現在審議中のため入っておりません。発効日の取扱いについては、事務局として動くのではなく、本省に対して情報を収集するという段階にとどまっているという状況です。

○宮本委員（使用者代表）

お答えいただきありがとうございます。

いくつか質問させてください。

日程の関係ですが、事務局が示したスケジュールはずれの可能性があるということですが、金額の提示については臨機に対応するという話でそれは当然ながら、質問したいのは基本的に目安の答申を踏まえて、基本的主張を述べるべきだと考えていますし、本審の中で基本的主張を述べるものと思っていますので、25日の答申の翌日の本審で基本的主張を述べるには時間を要するため、このスケジュールでは私は26日の本審はないように思いましたがどうでしょうか。

○労働基準部長

昨年度、金額の提示は本審ではなく専門部会で行っており、2者協議で行う専門部会以外は公開となっているので、専門部会ということになれば日程の調整は可能と思います。

○宮本委員（使用者代表）

基本的主張は本審ではなく、専門部会において行われたのですか。

○労働基準部長

昨年、金額の提示は専門部会でした。

専門部会は公開で傍聴人も入られていますので、審議会としては専門部会で決めるということになっているので、問題はありません。

○宮本委員（使用者代表）

それから、発効日については、労使議論を尽くして、最終的にその時期が決まるという主旨ですが、中央最低賃金審議会において審議中であるということですが、発効日の在り方について審議が今回なされるという考えでよろしいですか。

○労働基準部長

そこまでは詳しくわかりませんので、確認させていただきたいと思います。

○宮本委員（使用者代表）

審議会としての要望を出したわけですから、労働局としては、昨年の要望を踏まえて、そのことを国に伝えていますか。

○労働基準部長

はい、伝えています。あくまで10月1日ありきではなくて、それぞれの県の実情に合わせて発効日を決めるということは承知していますので、本年もそのつもりです。

○労働局長

補足をしますと、最低賃金決定要覧19ページを見ていただきますと47都道府県の最低賃金額と発効年月日が記載されていますが、発効年月日を見ていただくと10月1日だけではなくて、かなり後にずれ込んだ府県もたくさん含まれております。これは、それぞれの審議会において審議した結果、このような発効日となっているということです。

○会 長

まず、審議会には、慎重な審議を尽くすということが要請されていますので、この日程では審議を尽くすことができないと判断された場合には、当然延長といったことも考えなければならないと思います。

発効日につきましては、専門部会でも議論をしていただきたいと思いますけれども、地賃審議会ということが難しいことも、宮本委員のおっしゃるとおりだと思いますので、使用者側の要望について、事務局は要請を上げていただければと思います。

○横山委員

今、使用者側から発効日について発言がありましたが、労働者側としても発言させていただきます。

一昨年、目安の答申が遅れまして、山口県の審議会の日程が難航しまして、10月13日発効という経緯もありました。真摯な議論を尽くした結果、発効日が遅れたということで、労使双方納得したところでした。しかしながら、昨年の第1回審議会において発言させていただきましたが、労働者側としては1日も早い発効日を望んで最低賃金近傍で働く方々に提供していきたいという想いがまず根底にあることだけお伝えしたいと思います。

また、昨年も今年とほぼ同じようなスケジュール感で進んでいきながら、労働者側、使用者とで真摯な議論を行いながら、6年ぶりの全会一致で決定して、10月1日発効ということも行っていきますので、その経緯も踏まえ、本年度も真摯な議論を行いながら、労働者側としては10月1日発効を目指していきたいという思いであります。以上です。

○会 長

ありがとうございます。

労働者側の意見も踏まえまして、意見等を挙げていただければと思います。

○坂本委員

よろしいですか。

宮本委員の発言の補足ということになると思いますが、タイトなスケジュールの中で審議をするということで、10月1日を限定せずに審議をしていこうという方向性はあろうかと思えます。昨年度の専門部会の報告書、答申の中にはそのこともあります。加えて、全国的に例えば1月とか4月とか、そのような発効日の統一ができないかという部分も含めた内容になっていますので、そのような内容で専門部会報告書に記載されていることに対して、労働局の方からその旨を本省に伝えられたのであろうと思えますので、それは伝えたということでありましたら、中央最低賃金審議会の審議を待ちたいと思えます。

また、宮本委員の発言にありましたが、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会で、この4月に全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきと要望して、単一の地方で決めることはできないので中央で決めていただきたいということを昨年お願いしていますので、引き続き、このような意向が昨年あったということ踏襲していただきたいと思えます。

さらに、宮本委員が発言された今後の日程の中で、7月24日、25日あたりで中央最低賃金審議会の目安の答申が出されると、7月26日に基本的な主張を述べるのは日程を踏まえると難しいので、専門部会で行うかという話がありました。予定では、26日に本審と専門部会を続けて行うこととなっています。したがって、25日に中央最低賃金審議会の答申が出れば、26日の午後の専門部会ではこれを踏まえた基本的な主張をしなければならないと宮本委員が発言されていたと思えますので、目安の答申を踏まえた基本的な主張ができる時間があるか、ないかということ十分考慮して、日程を考えていただきたいと思えます。

○労働基準部長

宮本委員、坂本委員ご意見ありがとうございました。

昨年度も中央最低賃金審議会からの目安が出された直後の本審、専門部会では金額の提示は述べていただいておりますので、今年度も労使それぞれの委員の傘下の企業、組合などと話をされてから提示していただくこととなりますので、ある程度時間の余裕をもって事務局も日程を組む予定です。

○坂本委員

金額の提示ではなく、基本的主張ですね。

○労働基準部長

はい、基本的主張です。

○坂本委員

金額の提示は2回目の専門部会でと承知しています。

○労働基準部長

金額の提示につきましてもある程度の余裕をもって対応していきたいと思います。

○会 長

真摯な議論を尽くしたうえでの10月1日からの発効に関しましては、この審議会が対処できる問題であるかと思えますけれども、さらに年初め、年度初めといったところまで遅らせるということについての使用者側から要望があったこと、また労働者側からもその件についての意見があったことを踏まえまして、再度の検討を要請していただければと思います。

また、日程につきましても再度検討していただければと思います。

○会 長

ほかに、ご意見はございますでしょうか。

【意見なし】

○会 長

ご意見がないようですので、議題2「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

○賃金室長

それでは、2点報告させていただきます。

1点目ですが、今年度、3団体から山口地方最低賃金審議会会長又は山口労働局長あてに最低賃金に係る要請書等が出されましたので、報告させていただきます。

これらにつきましては、資料No.6として配付させていただいていますので、概要を説明いたします。

最初に、資料No.6（1）山口県弁護士会です。

主な声明事項としては、

- ① 山口県の地域別最低賃金の大幅な引上げの努力をすること

- ② 「景気対策を通じた企業業績の向上」及び「税・社会保障負担等の軽減」の努力をすること

などです。

次に、資料No.6（2）山口県労働組合総連合です。

主な要請事項としては、

- ① 山口県の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること
- ② 地方最低賃金審議会の労働者側委員の選任に当たって、公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること
- ③ 地方最低賃金審議会の開催に関して、意見陳述に当たっては人数制限や極端な時間制限を設けないこと
- ④ 専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと

などです。

最後に、資料No.6（3）山口連帯労働組合です。

主な要請事項としては、

- ① 最低賃金を全国一律、1,500円以上とすること
- ② 物価上昇率を上回る最低賃金改正率を実現するため、年2回の最低賃金改正を行うこと
- ③ 最低賃金審議会の専門部会を全面公開すること

などです。

続いて2点目です。

今年度の審議会の公開に関することになりますが、令和5年4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」におきまして、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とすることが適当との結論に至った。」とされているところです。

また、議事の公開が議論になるのは、「目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると、外部から受け止められていることが原因であると考えられる。」とされているところです。

昨年度、当審議会においても審議会、専門部会の公開・非公開に関してご審議いただいた結果、全員協議会報告を踏まえ、審議の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないなかで、納得感を一層高めるために公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とすることが適当との結論に至ったところです。

したがって、従前の公労又は公使の二者間の協議の場合は、公労使三者が集まって議論を行う部分ではありませんので、非公開としているところです。

○会 長

ただいま、事務局から関係団体の要請事項の説明がありましたが、これらの要請事項に関して、何かご質問や確認されたい事項がございますか。

【意見なし】

○会 長

それでは、2点目の審議会の公開について、昨年度の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を踏まえた当審議会の開催状況について説明があったところでは。

今年度の当審議会の審議につきまして、昨年度同様、審議の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないなかで、納得感を一層高めるために公労使三者が集まって議論を行う部分について、公開とすることが適当だと思われませんが、いかがでしょうか。

【意見なし】

○会 長

意見がないようですので、公労使三者が集まって議論を行うことにつきましては公開とさせていただきます。

事務局からその他ありますか。

○賃金室長

それでは、続きまして2点説明させていただきます。

1点目は、特定（産業別）最低賃金改正の関係です。

資料No.7をご覧ください。

特定最低賃金については、3月に鉄鋼を含む4業種の「意向表明」を受けておりますことをご報告いたします。

特定最低賃金の改正決定に関する申出は既に受理しているところですが、今後、内容を審査のうえ、要件を満たしていれば、次回以降の審議会で、特定最低賃金の改正決定の必要性について、山口労働局長から審議会へ諮問を行い、委員の皆さんに審議をお願いいたします。

「必要性あり」となるには、公・労・使の「全会一致」の議決が必要となります。

具体的な金額審議については、特定最低賃金の専門部会の方でご審議をいただくことになります。その際、「改正決定の必要性あり」とされた場合には、原則ではありますが、1円以上の引上げが前提となることもご承知おき願います。

なお、当県では、平成14年以来、12月15日が特定最低賃金の効力発生日となっておりますことを申し添えます。

2点目は、本日の審議終了後、「関係労使からの意見聴取公示」と「専門部会委員の推薦公示」を行います。

「専門部会委員の推薦公示」の公示締切日は、7月18日（木）、「関係労使からの意見聴取公示」の公示締切日は、7月22日（月）といたします。以上です。

○会 長

ただいま、事務局から2点の説明がありました。ご質問・ご意見はありませんか。

○坂本委員

特定最賃の関係で、1点要望を申し上げたいと思います。

資料No.7にあるように、4業種から例年のように特定最賃に係る申出書、意向があるということでした。今、説明がありましたように次回の審議会、予定では7月26日でしょうか、その審議会において4業種の特定最賃の改正の必要性について審議があるということです。その審議に当たって事前に申し上げておきたいことがあります。

私は昨年度電気の特定最賃の専門部会の委員で、その専門部会の中でも説明いたしましたが、今年度あらためて昨年度のことを踏まえ、申し上げたいと思います。

昨年の例で言いますと、次回の審議会で特定最賃の改正の審議に係る資料として出された改正の申出書およびその形式的要件について、労働者数が概ね3分の1以上の要件に合致しているかという審査結果が出され、その結果を踏まえて、改正の必要性の審議を行うことになるかと思います。その後、資料を基に概ね形式的要件に合致しているので、特定最賃の改正必要性あり、つまり1円以上上げるという決議がされ、業種ごとに特定最賃に係る専門部会が設置されたという流れだと思います。

この特定最賃の審議のなかで思いましたが、電気の特定最賃の例で言いますと、電気の特定最賃の専門部会で事務局が提出した資料の中で、基礎調査結果では未満率の割合が17.1%、パートでは54.4%と、いわゆる法令違反となる数字が示されました。また、他の都道府県において、電気の特賃について改正の必要性なし、あるいは地域最低賃金に埋没している県がかなり出てきています。そのような状況の中で、果たして本県における電気の特賃の改正の必要性があったのかということ、専門部会の審議において初めて思ってしまったということです。最初から、本審の中でそのような資料が提出され、その資料を踏まえて、本審の委員で改正の必要性の議論をするに当たって、そういった資料が必要ではないかというように思ったわけです。

ちなみに、専門部会では、本審の委員とは別に使用者側からは企業の代表の方が委員として出席して審議されるわけですが、その委員の方からも、改正の必要性あり、1円以上上げるという前提の中で審議があるけれども、そもそも必要があったのかという意見を私は聞いているところです。

つきましては、次回、26日の本審で特定最賃の審議をするうえで、専門部会に提出する資料をあらかじめ出していただくほうが改正の必要性の審議に必要ではないか、と思っていますので、事務局でご配慮いただければと思っています。以上です。

○労働基準部長

今の、坂本委員のご意見については昨年度から承っておりますので、次回の本審の資料として提出するか、検討させていただきたいと思います。

○労働局長

労働者側は。

○横山委員

私も坂本委員と同様、昨年電気の特賃の委員をしておりましたので、その内容は理解しているところですが、少し思うのが、今さら制度は変えられないと思いますが、ここにおられる委員に電気産業からの委員が一人もない状況で、この本審で改正の必要性のあり、なしを審議することは困難だと思います。今、坂本委員が言われるように、当日の資料を出されたところで、それをもって産業に関係のないといっても委員で権利はありますので、必要性はなしにしようというのは、個人的には暴力的かなと思うところがあります。

ですから、もちろん埋没していれば、必要性はないのではないかとわれれば、議論の対象となってくると思いますが、労働者側も4業種、6月26、27日に申出書を提出しまして、労働局で受理をしていただきました。内容については労働局で精査すると言われていましたので、今からの話だと思いますが、仮に7月26日の審議会で改正の必要性なしとされるのはどうかと思っています。しかしながら、絶対に必要性があると言うつもりはないですが、特定最賃の性格上、産業ごとの労使が話し合っただけで賃金を上げる、上げないということが正確であると思いますので、そこに委ねていただければありがたいというのが労働者側の意見です。

○会 長

ありがとうございます。

この審議会の場で、特定最低賃金の改正の必要性について、どれだけのことが審議できるのかは、確かに大きな問題かと思っています。その資料につきましては、どれだけの審議ができるかにかかわらず用意していただくよう検討願います。

ほかによろしいでしょうか。

【意見なし】

○会 長

それでは、次に説明のありました意見聴取公示につきまして、例年、意見書の提出があった団体から、意見陳述の申込みがあった場合には、次回の本審におきまして意見陳述を行っていただいているところです。

今年度におきましても次回の本審議会において、意見陳述を行うことといたしますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

○会 長

それでは、今年度においても意見陳述を実施することとします。

なお、従来から意見陳述の時間は、全体で 20 分以内、質疑時間を含め合計 30 分となっています、いかがでしょうか。

【意見なし】

○会 長

それでは、意見陳述の時間は従来どおりといたします。

○会 長

以上で、本日の議事は終了いたしました。

他になければ、これをもちまして閉会としたいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、以上で第 438 回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様お疲れ様でした。